

## 本部推進対策 からのお知らせ (町税)

■問合せ  
税務財政課  
☎74-3003

税金は、社会生活において互いに協力して納める「社会の会費」

皆さんに納めていただいた税金は、道路の維持管理・上下水道の整備・公園の整備・社会保険や福祉の充実、消防や救急などの様々な事業に活用されており、支払わないことは不平等を招くこととなりますので、納付期限までに納めましょう。

また、町税の納付は自主納付が原則です。納付期限を過ぎた場合は督促状の発送などにも多額の経費が掛かり、その経費も町税で負担することになります



ので、納期内納付にご協力をお願いします。

### 税金の支払が滞ると...

納付されている方との公平性を保つため、財産を差し押えなければなりません。

※地方税法などでは、差し押えなければならぬと規定されています。

### 例えば

①給与↓滞納されている方の勤務先に給与の支払状況を調査の上、差し押えることができる給与について、強制執行することとなります。

②預金↓どの金融機関を利用されているかを調査の上、強制執行することとなります。

③不動産↓土地や建物を差し押えた後に公売することとなります。

④その他↓生命保険、車両など財産調査を行って強制執行することがあります。

いずれも、滞納されている方で、督促状や再三の催告にも応じず、納付相談の連絡もない納税の誠意が見受けられない場合に実行されることがあります。

病気や失業、生活困窮など、やむを得ない事情により納期内の納付が困難になった方は、納

付計画(分納)などの相談に応じていますので、なるべく納付期限前にご相談ください。

## 国民年金保険料の納付は忘れずに

■問合せ  
年金事務所  
室蘭年金事務所  
(お客様相談室)  
☎0143-50-1004  
住民課住民・戸籍  
年金グループ  
☎74-3002

日本年金機構では、きちんと年金の保険料を納付いただいている方との公平性を保つために、国民年金保険料が未納の方への法に定められた滞納処分(財産差し押えなど)を行い、保険料納付に充てる厳しい取組みを進めています。

対象となるのは長期にわたり国民年金の保険料が未納の方で、再三にわたり納付案内をしても応じていただけない場合に滞納処分を行います。ご本人はもとより、法に定める連帯納付義務者(配偶者または世帯主)にも財産差し押えが行われることがあります。

実際に滞納処分を行う場合には、事前に必ず文書(特別催告状、最終催告状など)をお送りして納付のご案内をしますので、現在未納がある方は、そのように



なる前にお早めの納付をお願いいたします。

なお、国民年金保険料のことは、室蘭年金事務所国民年金課(☎0143-247104)まで問合わせください。

世帯主の所得が高く、保険料免除の対象にならない30歳未満の方には、「若年者納付猶予制度」、また、学生の方には「学生納付特例制度」があります。

一般の保険料免除(全額免除・一部免除)は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか審査しますが、「若年者納付猶予制度」は本人と配偶者のみ、「学生納付特例制度」は本人のみで、判定することになります。

若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されませんが、年金額には反映されません。

■日 時 10月2日(水) 13時 時30分〜14時(雨天)

## 平成25年秋の全国交通安全運動

■問合せ  
住民課住民・戸籍  
年金グループ  
☎74-3002

秋の全国交通安全運動が、9月21日(土)から30日(月)までの10日間、交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ることを目的として実施されます。

### 【運動の重点】

- ①児童・生徒、高齢者の交通事故防止
- ②夕暮れ時と夜間歩行中・自転車乗車中の交通事故防止
- ③全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶

黄色い旗の波運動に参加を！黄色い旗の波運動を次のとおり実施しますので、住民の皆さんのご協力をお願いします。

(虻田地区)